

豊中市伊丹市クリーンランド女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

○豊中市伊丹市クリーンランド女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律の特定事業 主等を定める規則

制定 平成28年3月31日 規則第2号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関，その長又はその職員で規則で定めるものは，管理者とし，組合に勤務する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。